

宿泊税等導入検討資料

令和8年3月12日(木)

岡山市

宿泊税とは

宿泊税は、都道府県や市区町村が独自に条例を定めて導入している地方税で、宿泊施設に宿泊する際に宿泊者が支払う税金です。

●先行自治体（政令市、中核市）の課税要件

自治体名	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ※北九州市は特区民泊も対象としている									
課税標準	上記施設への 宿泊数 ※課税標準：納税額を算出する際に必要な基本的な数値									
納税義務者	上記施設への 宿泊者									
徴収方法	特別徴収義務者（宿泊事業者等）が納税義務者から徴収し、納入する。									
税率	定額。宿泊料金によって税額が段階的な自治体もある。									
免税点	一定の料金以下を免除する免税点は、設定しない自治体が多い。									
課税免除	「修学旅行等の参加者」等への課税を免除している自治体もある。									

特別徴収義務者に対する助成

●先行自治体（政令市、中核市）の例

① 特別徴収事務交付金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、特別徴収事務に要する経費の一部を補助するもの

自治体名	特別徴収事務交付金		
	名称	基準・交付率	上限額 (1宿泊施設につき)
福岡市	宿泊税報奨金	2.5%(特例あり)	200万円
北九州市	宿泊税報奨金	2.5%(特例あり)	200万円
長崎市	宿泊税特別徴収事務報償金	2.5%	50万円
松江市	特別徴収事務交付金	2.5%(特例あり)	—
	(仮称)宿泊税制度普及促進補助金 (制度導入後3年)	同上	—
仙台市	特別徴収義務者交付金	2.5%(特例あり)	—
札幌市	宿泊税特別徴収義務者交付金	2.5%(特例あり)	—
旭川市	—	—	—
函館市	宿泊税特別徴収義務者交付金	5%(特例あり)	—
岐阜市	特別徴収義務者交付金	2.5%	—
熊本市	特別徴収事務交付金	4%(特例あり)	—

- 基本交付率を2.5%とし、課税開始から5年以内は0.5%を上乗せする特例を設けている自治体が多い。また、電子申告の場合に上乗せするなどの特例を設けている自治体もある。

② 宿泊税システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減を図るため、宿泊税の課税開始日までに、既存のレジシステムの改修等に要する経費に対して補助するもの

自治体名	宿泊税システム整備費等補助金		
	名称	補助率	上限額 (1宿泊施設につき)
福岡市	—	—	—
北九州市	—	—	—
長崎市	長崎市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
松江市	松江市宿泊税レジシステム 改修等補助金	1/2	50万円 ※ハード・ソフトウェア購入のみの場合は25万円
仙台市	仙台市宿泊税レジシステム改修補助金	10/10	150万円
札幌市	札幌市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
旭川市	旭川市宿泊税システム整備費補助事業	1/2	50万円
函館市	函館市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
岐阜市	—	—	—
熊本市	熊本市宿泊税レジシステム等 整備費補助金	50万円まで 10/10 を超える部分 は1/2	100万円

- 多くの自治体がシステム改修等に要する経費に対する補助制度を設けている。
- 補助率を1/2、上限額を50万円としている自治体が多い。

特別徴収事務の内容

●特別徴収事務の流れ（※熊本市の例）

宿泊税徴収事務の流れ

特別徴収義務者の登録（経営申告書の提出）

- ・課税開始日（令和8年7月1日）の前日までにを行います。

【必要に応じて】レジシステム等の整備 ※補助金交付あり
・補助金交付決定通知の到着後に着手します。

宿泊税の徴収と帳簿等の保存

- ・課税開始日以降、宿泊者から宿泊税を徴収します。
- ・帳簿などの書類を保存します。

宿泊税の申告・納入

- ・「宿泊税納入申告書」を作成し、翌月末までに熊本市へ提出し、徴収した宿泊税を熊本市に納入します。